

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等 リスク

(洪水：ハザードマップ)

今治市（以下当市という）のハザードマップによると、しまなみ商工会（以下当会という）のエリアである宮窪町・吉海町・伯方町・上浦町・大三島町では、河川の氾濫等による浸水被害は想定されていない。

一方で内水氾濫は、大三島町の宮浦地区で想定されており、1 m以上の浸水が予想されるエリアが複数ある。宮浦地区には、多くの事業所や学校、病院等が立地しており、この地域の安全対策を強化することが急務である。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会の多くの地域で土石流や地滑り等の土砂災害が生じる恐れがあり、特に造船会社が集積している伯方町の木浦地区では、工場の裏手が急傾斜地となっており、このエリアが土砂災害特別警戒区域に指定されているため、十分な警戒が必要である。

(地震：J-SHIS)

今治市地域防災計画によると、南海トラフでM8～M9クラスの地震が起こる確率は、10年以内で30%程度、30年以内で70～80%、50年以内で90%程度もしくはそれ以上となっている。

当会の伯方支所と大三島支所が位置する地域は想定震度6強を記録する可能性が高いとされており、他にも当会エリアのほとんどの地域で震度6弱以上の揺れが予測されている。

(津波：ハザードマップ)

今治市のWeb版防災マップによると、南海トラフ地震に伴う津波浸水想定区域において多数の事業所や住宅、公共施設が存在し、甚大な被害が想定される地域がいくつか挙げられる。具体的には、吉海町幸新田では最大5メートル、伯方町木浦では最大5メートル、上浦町甘崎では最大3メートル、大三島町口総では最大5メートルの津波浸水が予測されている。これらの地域では、住民や事業者への避難計画の周知徹底や、防災体制の早急な整備が必要不可欠である。また、事業所においては、津波発生時に備えた事業継続計画（BCP）の策定が求められており、その実行可能性を高める取組が重要となっている。

(その他)

当市付近は、瀬戸内海気候区に属し、温暖小雨の気候である。平成3年～令和2年の30年間の平年気温は16.0℃（今治地域気象観測所）であり、最高気温は平成6年の38.0℃（大三島地域気象観測所）、最低気温は昭和56年の-6.5℃（今治地域気象観測所）となっている。

降水量は年間降水量が約1,325.5 mm（今治地域気象観測所）であるが、位置によりばらつきが見られる。日最大降水量は昭和51年の254 mm（玉川地域気象観測所）となっている。

当会地域の特色としては、山地・丘陵地を除く平地はほぼ住宅地又は農地となっており、山地・丘陵地に隣接する住宅地では、土砂災害の危険性が高まっている。特に、伯方島では塩田から養殖場や池沼に、さらに一部が宅地化された箇所も見られ危険性が高い箇所となっている。吉海の市街地では、田であった低湿地の箇所が宅地に転用され、埋立地の拡大も見られるなど、軟弱な地盤における液状化による危険性が高い箇所も見られる。さらに、近年では、瀬戸内しまなみ海道の開通に伴い、インター周辺における市街地や造成地の形成が進んでいる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当会のエリアにおいても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当市の地域防災計画等は以下を参照

- ・今治市地域防災計画
https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/keikaku/chiiki_suibou/
- ・今治市総合防災マップ
https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/bousaimap_jisin/
- ・今治市 web 版防災マップ
https://city-imabari.my.salesforce-sites.com/P_PUB_VF_KakudaiMap

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 888人
- ・小規模事業者数 747人

【内訳：令和3年経済センサス】

業種(日本標準産業分類中分類)	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
A 農業, 林業	6	5	主として大三島に所在している
B 漁業	6	5	主として大島に所在している
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	22	22	域内に広く所在している
D 建設業	104	103	域内に広く所在している
E 製造業	114	96	主として伯方島、大島に造船業が所在している
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	
G 情報通信業	2	2	
H 運輸業, 郵便業	91	76	域内に広く所在している
I 卸売業, 小売業	258	197	域内に広く所在している
J 金融業, 保険業	6	6	域内に広く所在している
K 不動産業, 物品賃貸業	20	20	域内に広く所在している
L 学術研究, 専門・技術サービス業	17	15	域内に広く所在している
M 宿泊業, 飲食サービス業	95	83	域内に広く所在している
N 生活関連サービス業, 娯楽業	65	62	域内に広く所在している
O 教育, 学習支援業	12	11	域内に広く所在している
P 医療, 福祉	22	12	域内に広く所在している
Q 複合サービス事業	11	11	域内に広く所在している
R サービス業(他に分類されないもの)	36	20	域内に広く所在している
合 計	888	747	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・「今治市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期(年1回)に実施している。
- ・市役所庁舎や市内公共施設等に防災備品(食料品、水、食器、生活必需品、簡易トイレ等)

を備蓄している。

- ・避難所運営マニュアルを策定している。

2) 当会の取組

- ・事業者向けセミナー等を開催し、事業継続力強化計画等の周知を図ってきたが、以下のとおり、事業者BCP・事業継続力強化計画の策定件数が伸び悩んだ。
- ・愛媛県商工会連合会と協力して商工会福祉共済を推進するほか、愛媛県火災共済協同組合と協力して火災共済への加入を推進し、以下のとおり加入等がなされた。
- ・防災備品として、会館に発電機、投光器、LEDライト、ヘルメット等を備蓄している。
- ・職員3人が防災士の資格を取得しており、ソフト面の防災対応にも取り組んでいる。
- ・当市が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

目標	目標 (R2～R5 年度)	実績 (R2～R5 年度)
スタートアップ型の簡易な事業者BCP策定	200	0
事業継続力強化計画認定	100	1
各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）	400	1,180

II 課題

管内事業者においては、事業計画等と比較してBCPの必要性の認識が薄く、その必要性を喚起する必要がある。

経営指導員等においては、緊急時の取組、協力体制の構築等を記したマニュアルの運用が形骸化しないよう、その適切な運用が課題である。

保険・共済の推進においては、各事業者における必要性の有無を判断し、総合的なリスクマネジメントを提案できる経営指導員等の育成が課題である。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスとして保険の必要性に関する周知などが必要である。

また、当会の本所、伯方支所、大三島支所の建物は、南海トラフ地震等が発生した際には、いずれも想定震度6弱以上の揺れによる被災リスクが高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。

III 目標

<定性的目標>

- ・地区内小規模事業者に対して、事業継続力強化セミナーの開催等を通じ、災害・感染症等リスクと事前対策の必要性を認識させる。
- ・発災時でも円滑に連絡がとれるよう当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。また、感染症発生時の速やかな拡大防止策が実施できるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・愛媛県防災士講座の受講等を通じ当会職員の防災スキルを向上させる。
- ・発災後、長期間にわたって復興支援策が行えるよう、代替施設の確保に努める。

<定量的目標>

次のとおり、今後5年間の目標を設定する。

目標	現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①事業継続力強化セミナーの開催(回)	0	1	1	1	2	2
②事業継続力強化計画の策定(件)	1	3	3	3	5	5
③各種共済・保険制度への加入推進(見直し、検討資料提供含む)(件)	262	250	250	250	250	250
④防災士講座への参加職員数(人)	3	3	1	1	1	1

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 平成26年に策定した「しまなみ商工会危機管理マニュアル」や令和2年に策定した「しまなみ商工会新型コロナウイルス感染症予防マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業の休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCP・事業継続力強化計画策定セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、全国商工会連合会様式をもとに、令和2年に事業継続計画を作成し、令和3年に一部更新した。

3) 関係団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者におけるBCP・事業継続力強化計画の策定状況の確認
- ・ 策定事業者については、計画の実施状況・見直しの検討等の確認
- ・ (仮称) 今治市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市、今治商工会議所、越智商工会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6強の地震が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は最低年1回実施する））。

< 2. 災害・感染症等発生後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。また、新型コロナウイルス感染症の発生時においては、拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、下記の

手順で地区内の被害状況等を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。商工会災害対応システム及び SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋や道路等）を当会と当市で共有する。
- ・ 感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の感染症対策の徹底を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく「緊急事態宣言」が政府より発令された場合、当市における感染症対策本部の設置に伴い、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等）
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

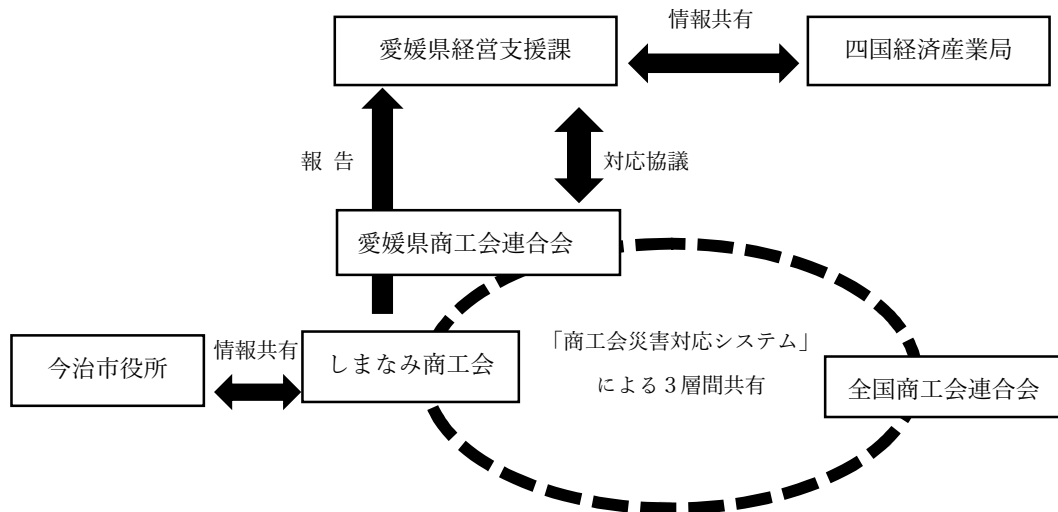
- ・ 当計画により、当会と当市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・ 当市で取りまとめた「今治市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて当会より愛媛県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会等に要請する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

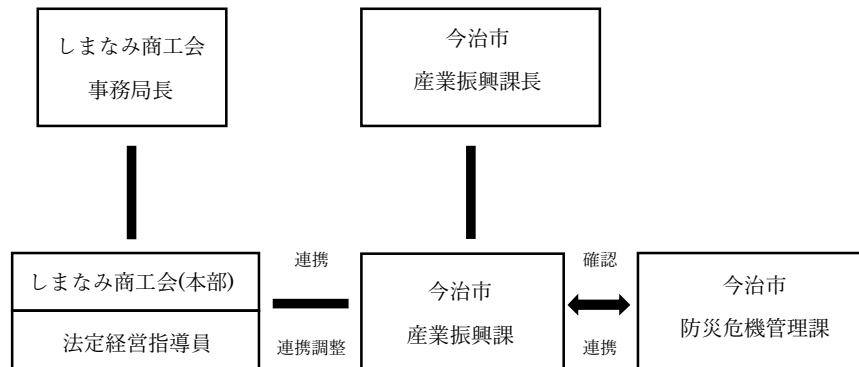
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年3月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 中林 宏徳 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市連絡先

①商工会

しまなみ商工会(本所)

〒794-2302 愛媛県今治市伯方町叶浦甲1668番地30

TEL: 0897-72-0026 / FAX: 0897-74-0018

E-mail: hakata@shimanami.or.jp

しまなみ商工会(宮窪支所)

〒794-2203 愛媛県今治市宮窪町宮窪2822番地9

TEL: 0897-86-2130 / FAX: 0897-86-3792

E-mail: shimanami@shimanami.or.jp

しまなみ商工会(大三島支所)

〒794-1304 愛媛県今治市大三島町宮浦5703番地

TEL: 0897-82-0795 / FAX: 0897-82-1311

E-mail: oomishima@shimanami.or.jp

②関係市

今治市役所 産業部 産業政策局 産業振興課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4-1

TEL: 0898-36-1540 / FAX: 0898-33-8066

E-mail: sangyou@imabari-city.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	250	250	250	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	150	150	150
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

